

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 6 月23日

【会社名】 日鉄ソリューションズ株式会社

【英訳名】 NS Solutions Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 森田 宏之

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番 1 号

【電話番号】 03-6899-6000 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 総務部長 日下 尚志

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門一丁目17番 1 号

【電話番号】 03-6899-6000 (代表)

【事務連絡者氏名】 管理本部 総務部長 日下 尚志

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、2022年6月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月21日

### (2) 決議事項の内容

<会社提案（第1号議案～第3号議案まで）>

#### 第1号議案 定款一部変更の件

(1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。

株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。

株主総会資料の電子提供制度が導入されると、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものであります。

(2) 株主総会における議決権の不統一行使に関する事前通知の様式を電磁的方法による通知を可能とすべく、当該内容を変更するものであります。

#### 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（10名）は本定時総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

森田宏之、大城卓、松村篤樹、玉置和彦、吉田勝彦、黒木益尚、青島矢一、石井淳子、石井一郎、船越弘文を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2021年6月18日開催の第41期定時株主総会において年額350百万円以内（うち社外取締役は年額35百万円以内）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しを行い、将来選任される取締役も含め、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することとしたいと存じます。

つきましては、本制度に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給される報酬総額を、現行の取締役報酬枠とは別枠で年額25百万円以内とし、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年17千株以内として設定いたしたいと存じます（なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名（うち社外取締役3名）となります。

< 株主提案（第4号議案～第7号議案まで）>

第4号議案 定款一部変更の件（1）

現行の定款に以下の章を新設し、現行定款「第7章 計算」を「第8章 計算」へ変更の上、第31条以降を、各々2条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第7章 特別調査委員会

（特別調査委員会の設置）

第31条 本会社は、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等、本会社のコンプライアンスに関する事項に関する調査を実施するために特別調査委員会（以下「本特別調査委員会」という。）を設置する。本特別調査委員会は、本会社及び本会社の取締役から独立した弁護士となる資格を有する委員により構成されるものとし、2022年9月1日までに、調査の結果について調査報告書及び改善案を対外的に開示する義務を負う。

第5号議案 定款一部変更の件（2）

現行の定款に以下の章を新設し、現行定款「第7章 計算」を「第8章 計算」へ変更の上、第31条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第7章 特定投資株式の売却

（特定投資株式の売却）

第31条 本会社は、原則として特定投資を縮減していく方針とし、やむを得ない場合をのぞき、2023年3月1日までに、本会社が特定投資株式として保有する株式の全てを適正対価にて売却又は処分するものとする。

第6号議案 定款一部変更の件（3）

現行の定款に以下の章を新設し、現行定款「第7章 計算」を「第8章 計算」へ変更の上、第31条以降を、各々1条ずつ繰り下げる。なお、本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

第7章 親会社に対する預け金

（親会社に対する預け金の禁止）

第31条 当会社は、親会社又はその子会社若しくは関連会社に対する預け金を行ってはならない。前項の預け金が生じている場合、本会社は、直ちに当該預け金を回収するものとする。

第7号議案 自己株式の取得の件

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を株式総数7,834,000株、取得価格の総額金32,000,000,000円（ただし、会社法により許容される取得価格の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	871,472	221	0	(注)1	可決 99.90
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く。)10名選任の件				(注)2	
森田 宏之	683,752	187,938	0		可決 78.38
大城 卓	853,171	18,522	0		可決 97.80
松村 篤樹	853,173	18,520	0		可決 97.80
玉置 和彦	815,362	56,331	0		可決 93.47
吉田 勝彦	853,157	18,536	0		可決 97.80
黒木 益尚	853,203	18,490	0		可決 97.81
青島 矢一	853,916	17,777	0		可決 97.89
石井 淳子	854,668	17,025	0		可決 97.97
石井 一郎	853,977	17,716	0		可決 97.90
船越 弘文	853,150	18,543	0		可決 97.80
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役及び社 外取締役を除く。)に 対する譲渡制限付 株式の割当てのため の報酬決定の件	864,382	7,311	0	(注)3	可決 99.09
第4号議案 定款一部変更の件 (1)	74,644	795,884	1,162	(注)1	否決 8.56
第5号議案 定款一部変更の件 (2)	121,238	750,452	0	(注)1	否決 13.90
第6号議案 定款一部変更の件 (3)	120,652	751,035	0	(注)1	否決 13.83
第7号議案 自己株式の取得の件	96,302	775,388	0	(注)3	否決 11.04

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分の行使結果及び本総会当日に出席した株主の議決権のうち当社が確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権に係る議決権の数のうち上記以外のものについては集計せず、上記(3)の議決権の数に加算しておりません。